

人権相談の現場から

障がいのある人が逮捕・拘留されたとの相談

相談

軽度の知的障がいと思われる友人が拘置所に拘留されていると、相談があった。

友人が、コンビニで弁当を盗んでしまい、それで警察に捕まってしまった。友人は40歳代で、高校卒業後に以前住んでいた自宅近くの工場でアルバイトをしていたが、人とのコミュニケーションが苦手で仕事が続かず、自宅で両親との生活を十数年間送っていた。しかし、両親から「もう面倒はみられない、絶縁だ」と言われて自宅を出てきたという。

その後、仕事を探しに大阪に来たがうまくいかず、持っていたお金も尽き、寝る所もなく、寒さと空腹でコンビニで弁当を盗んでしまい、警察に逮捕された。現在、拘置所で拘留中である。これから裁判となると思うが、友人は頼る者もなく、私もどうしていいかわからないので、どうしたらよいか。

対応

大阪弁護士会が高齢者や障がい者の法的手続に関する支援を行う「ひまわり(高齢者・障害者総合支援センター)」の活動を紹介した。「ひまわり」では、「知的障害者刑事弁護マニュアル」を作成し、障がい者の刑事弁護人の派遣や相談を行っている。

また、実刑とならない可能性があったため、相談者から担当となった弁護士にこちらの人権相談窓口のことを伝えてもらい、相談担当者が拘置所へ弁護士と同行して、釈放された場合の生活について、本人との面会を行った。その後、裁判で執行猶予となり、拘置所を出てから本人と共に福祉事務所に相談し、生活保護制度や福祉サービスの利用につながって、一旦、福祉施設に入所となった。

知的障がいなどがある容疑者は、刑事司法の専門用語や手続を理解していない可能性が高く、コミュニケーション能力に問題がある場合も多いため、取調官への迎合や自白の誘導・強要によって「えん罪」に巻き込まれることが想定される。このため、大阪弁護士会では、知的・精神障がいがある容疑者を対象に、全国で初めて導入した「障害者刑事弁護人」の登録が行われている。

また、保護観察所では、「応急の救護等」や「更生緊急保護」という制度がある。保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置(食事又は食費の給与等)を受けることができる。

「応急の救護等及び更生緊急保護」の概要

種別	対象	期間	措置の内容
応急の救護等	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ・食事または食費の給与 ・医療および療養の援助 ・帰住の援助 ・金品の給貸与 ・宿泊する居室および必要な設備の提供 ・就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導・助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続または保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、またはそれらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 *例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	<ul style="list-style-type: none"> *措置は、保護観察所長が行う場合と、厚生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

*法務省ホームページ内「更生緊急保護とは」、同省発行冊子「更生保護」より抜粋。

相談機関

- ①大阪弁護士会(高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」) でんわ：06-6364-1251
- ②大阪保護観察所(受刑者及び保護観察対象者に関する被害者からの相談) でんわ：06-6949-6240
- ③「よりそいネットおおさか」(福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した人々の自立支援おおさかネットワーク)
*事務局 社会福祉法人 大阪府総合福祉協会、財団法人 大阪府人権協会
..... でんわ：06-6581-8644(社会福祉法人 大阪府総合福祉協会)
..... でんわ：06-6581-8634(財団法人 大阪府人権協会)
- ④大阪府人権相談窓口(運営 財団法人 大阪府人権協会) でんわ：06-6581-8634